

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与生の募集について

1 応募資格及び貸与月額

(1) 応募資格

熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（以下「条例」という。）
第2条各号全てに該当する者。

(貸与資格者)

第2条 修学奨励資金の貸与を受けることができる者は、経済的理由により著しく修学が困難な者であって、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- ① 県内の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学している生徒で、県内に住所を有するものであること。
- ② 経常的に収入を得る職業に就いている者(自営業に従事する者を含む。)又は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にある者であること。
- ③ 修学をしている者又はその者を所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による扶養親族としている者の所得(所得税法に規定する各種所得をいう。)が教育委員会の定める額以下の者であること。
- ④ 独立行政法人日本学生支援機構その他教育委員会規則で定める法人から学資の貸与又は給付を受けていない者であること。
- ⑤ 通信制の課程の生徒については、生徒が在籍する高等学校において定められた教育課程を4年間で卒業できる学習計画を有し、かつ、年間18単位以上の単位数を履習している者であること。

(2) 貸与月額(条例第4条)

区分		貸与月額	
		公立	私立
定時制課程	1年次生	14,000円	29,000円
	2年次生	14,000円	29,000円
	3年次生	14,000円	29,000円
	4年次生	14,000円	29,000円
通信制課程	1年次生	14,000円	
	2年次生	14,000円	
	3年次生	14,000円	
	4年次生	14,000円	

2 熊本県教育委員会の定める額

申請者	年間収入が279万円以下であること。
申請者を扶養する者	左の者の年間収入が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の192%以下であること。
扶養親族を有する申請者	同上

3 提出書類

(1) 提出書類【提出期限：7月1日（金）】

	書類名	発行者 (一部例)	備考
①	貸与申請書：別記第1号様式（第3条関係）	生徒本人 保証人	注1参照
②	在学証明 ※新規の場合：様式1-1 ※継続の場合：様式1-2	学校長	一覧で作成
③	・市町村長が発行する所得証明書 〔上記が取れない場合、下記書類を提出〕 ・令和3年分（2021年分） 源泉徴収票の写し（注2参照） ・確定申告書の控（税務署の收受印があるもの）の写し	市町村長 雇用主 ※税務署 の收受印	③が必要な者は、注3のとおり。 総収入額及び扶養親族数等、各種控除の種類・額が記入されている資料が必要。（特に所得証明書を取る際は、注意してください。）
④	就労証明書：様式2	雇用主	申請者全員提出
⑤	申請者が農業従事者の場合 ・継続的勤務に関する証明 ・所得（見積）に関する証明	第三者等 注4参照	農業従事者の場合のみ必要 様式は任意 注4、5参照
⑥	申請者が自家自営業従事者の場合 自営業等への従事の証明	第三者	自家自営従事者の場合のみ 様式は任意 注5参照
⑦	学習計画及び単位取得証明書：様式3	学校長	申請者全員提出
⑧	口座振替（変更）調書	生徒本人 保証人	申請者全員提出
⑨	貸与者本人名義の通帳の写し	生徒本人	申請者全員提出

注1 ①貸与申請書について

- ・記入例を参考に御記入下さい。
- ・「貸与希望期間」欄について
令和4年4月～卒業予定月までのうち貸与を希望する期間。（但し、貸与期間通算4年以内。その他条例第4条及び第6条参照。）
- ・「家族の状況」欄について
申請者を扶養する者や申請者が扶養親族を有する場合は、収入等の限度額が緩和されます。

注2 源泉徴収票は、源泉徴収税額がない場合であっても所得税法第226条の規定により給料等の支払を行う者から支払いを受ける者への交付が義務づけられています。また、複数勤務先がある場合は、複数の源泉徴収票を提出してください。

注3 ③は、次に該当する者全てについて必要です。

- ・申請者
- ・申請者を所得税法の規定による扶養親族としている者（保護者等）
- ・申請者の所得金額が48万円未満（例：収入が給与のみの場合、収入額が103万円未満）の場合で、申請者が事業専従者にも所得税法の規定による扶養親族にもなっていない場合は、申請者の両親や世帯主等、申請者の状況に応じて一般的に申請者を扶養する可能性が高いと考えられる者（申請者を扶養親族としている者がいないことの確認のため。）

注4 第三者とは、原則として民生委員（自家自営業従事者の場合は、各業種組合の長等）

注5 農業従事者の場合に必要な書類について

- ① 継続的勤務に関する証明
 - ア 専業農家の場合 家人でなく、第三者による証明
 - イ 兼業農家の場合 農業従事に関する証明（第三者の証明）及び兼業に関する証明（会社等の証明）
- ② 所得（見積）に関する証明
 - ア 専業農家・兼業農家ともに専従者控除を受けている場合
 - ・青色申告の場合、当該年の3月15日までに所轄の税務署に提出した「所得税の青色申告承認申請書」の写し等
 - ・白色申告の場合確定申告書の写し等
 - イ ア以外の場合 第三者の証明

- (2) 貸与者口座登録一覧表（エクセルデータ）【提出期限：7月1日（金）】
 - ・新規申請者、継続貸与希望者について、黄色セルの欄を記入してください。
 - ・一覧表は、新規申請者、継続貸与希望者に分けて作成してください。

4 その他の注意事項

- (1) 貸与者の決定は、予算の範囲内で行いますので、収入・所得要件を満たしている場合でも貸与できないことがあります。
- (2) 例年、要件を満たしていない申請や、必要書類の未添付等が見受けられますので、十分に精査の上、御提出をお願いします。
- (3) 貸与生が県内の定時制又は通信制の高等学校等を卒業した場合、修学奨励資金の返還が免除されます。
また、卒業の見込みがなくなった場合や退学した場合は、それまでの修学奨励資金を全額返還する必要がありますので、退学等があった場合は、早急に高校教育課へ連絡してください。
- (4) 貸与資格がない期間に支給された修学奨励資金は、返還する必要があります。
貸与決定後に就労・収入状況等の変更（退職・再就職）があった場合は、高校教育課に連絡してください。
- (5) 申請に係る添付書類（所得に関する証明書等）は、定時制通信制教科書等給与申請のため既に学校に提出されている場合、その写しの添付で構いません（令和3年分の収入状況が分かるものに限ります）。
また、源泉徴収票の原本の添付が見受けられますが、原本は本人にとって必要なものですので、原本は本人に返却し、高校教育課へは写しを提出してください。
- (6) 独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金との併給はできませんが、平成26年度から始まりました「熊本県奨学のための給付金」とは併給できます。
- (7) 貸与生が、休学・長期欠席し、月の初日から末日まで出席しなかった場合は、その月については貸与しません（当該月に貸与があった場合は返還必要）。
また、進級できなかった場合は、その1年間は貸与できません。
- (8) 保証人は、保証能力を有する者とし、貸与を受けた者と連帯して債務を負担します。
申請書等のうち、本人及び連帯保証人が作成するものは、自筆で記入してください。
- (9) 生徒や保護者に募集の注意事項を周知する場合は、必ず提出期限や送付先等の問合せ先を次のとおり貴校に設定の上、対応してください（生徒の保護者から直接、当課へ問合せがないようにお願いします）。

(例)

提出期限：令和4年 月 日（ ）厳守
申請書の送付先及びお問い合わせ先
〒86〇-〇〇〇〇 熊本市〇〇町〇丁目〇〇-〇
熊本県立〇〇〇〇〇〇 担当：〇〇
電話：〇〇-〇〇-〇〇 FAX：〇〇-〇〇-〇〇

昨年度、貸与決定時に配布したもの。継続貸与希望の際には、本書により再度、周知してください

<貸与生のみなさんへ>

この熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金は、勤労青少年の修学を促進するため、一定の要件を満たす場合に貸与するものです。

審査の結果、今回あなたを令和3年度（2021年度）の貸与生として決定しました。

つきましては、下記1のとおり毎月学校へ報告ください。また、下記2の場合には必ず学校へ申し出てください。

記

1 就労確認のために勤務日数等を毎月、学校に報告してください。

2 次の場合には、必ず、学校へ申し出てください。

(1) 仕事を辞めた場合

(2) 全く勤務がない月があった場合

(3) 日本学生支援機構等他の奨学金を受けるようになった場合

(4) 退学した場合

これらの場合には、貸与の取消しや翌年度の貸与ができないことがあります。もし、申し出が遅れると、貸与金をさかのぼって返還しなければならないことがありますので速やかに申し出てください。

(その他)

- 貸与生本人及び貸与生を扶養控除対象者としている者の令和3年（2021年）中の所得が限度額を超えると、令和4年度（2022年度）は継続して貸与されません。
- 貸与生が、休学、長期欠席をして月の初日から末日まで出席しなかった場合は、その月

に

その他貸与についての手続や不明な点は、学校に問い合わせの上、学校からの指示に従ってください。

【問い合わせ先】 （学校名、所在地、担当者名、電話番号、FAX番号を記入）

〇〇高等学校

所得要件の確認に当たっては、下記のことを参考にしてください。

【確定申告の手引き（国税庁ホームページ）から抜粋】

記

1 「収入」と「所得」について

「収入」や「所得」等の用語の意義は制度や使用時によって若干異なることがありますが、所得税の申告等に関しては、概ね次のとおり。

$$\boxed{\text{収入金額}} - \text{収入から差し引かれる金額} = \boxed{\text{所得金額}}$$

↑

事業収入の場合は必要経費等。給与収入の場合は、給与所得控除等

$$\boxed{\text{所得金額}} - \text{所得から差し引かれる金額} = \boxed{\text{課税される所得金額}}$$

↑

基礎控除、扶養控除、社会保険料控除
勤労学生控除 等

↑

この額が「熊本県教育委員会の定める額」の
「所得税法に基づく課税対象」

以上のように、申請者を扶養する者又は申請者が扶養親族を有する場合は、その者の収入や扶養親族、社会保険料等の状況について確認する必要があります。

なお、課税される所得金額×税率＝所得税額となりますが、実際の所得税額は、更に住宅借入金等特別控除や定率減税等が差し引かれて決まります。

2 源泉徴収票と確定申告について

源泉徴収税額がない場合でも、所得税法第226条の規定により給料等の支払を行う者から支払いを受ける者への交付が義務づけられています。（家事使用人（いわゆる「お手伝いさん」）の一部を除く）。

ただし、税務署に確定申告をする場合は、源泉徴収票の添付が必要で、かつ申告によって控除や税額等が変動するケースが多いので、確定申告した人については、所得証明や確定申告書の控（税務署の收受印があるもの）によって内容を確認する必要があります。

確定申告書は、少なくとも確定申告書第一表及び確定申告書第二表で構成されています。事業収入がある場合は更に、収支内訳書（白色申告の場合）又は決算書（青色申告の場合）の添付が必要です。

なお、確定申告書で控除額の内訳が省略されていて、かつ第二表の記入内容から控除額の根拠が分からない場合は、併せて源泉徴収票の写し、所得証明又は修正前の確定申告書等を確認する必要があります。

3 扶養親族について

所得税法の規定による扶養親族とは、その年の12月31日の現況において申告者と生計を一にする親族のうち、その年分の合計所得金額が48万円以下である人です。ただし、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者は除かれます。

扶養親族の名前は、源泉徴収票の「摘要」欄、確定申告書第二表の「配偶者（特別）控除・扶養控除」欄に記入することとされています。

申請者を扶養する者の有無等は、申請者の源泉徴収票、確定申告書、所得証明書等では、通常分かりませんので、両親や世帯主等、申請者の状況に応じて一般的に申請者を扶養する可能性が高いと考えられる者の源泉徴収票又は確定申告書の確認が必要です。

4 事業専従者について

事業専従者とは、青色又は白色の申告をする者と生計を共にする配偶者その他親族で、

実績年の12月31日現在で年齢が15歳以上であり、原則としてその年を通じて6か月を超える期間、当該事業者の営む事業に専ら従事している必要があり、当該事業者等の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者でないことが必要です。

【以上の参考：確定申告の手引き（国税庁ホームページ）】

※ 本書の説明は、多くの場合についての説明です。例外等によりあてはまらない場合があります。